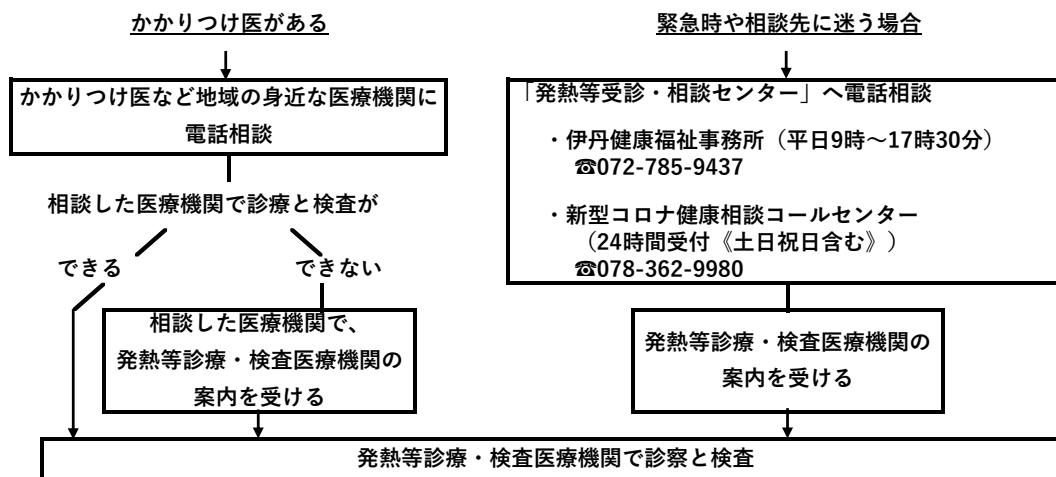


【川西市】新型コロナウイルス感染症流行期における出席停止の取扱いについて

【令和3年9月1日～（保護者確認用）】

◆◆◆ 発熱などの相談と受診の流れ ～まずは電話で相談を～ ◆◆◆



幼児児童生徒が、

① 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から指示された自宅等への待機期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とする。
② 濃厚接触者に認定された場合	⇒ 保健所から指示された自宅待機期間を出席停止とする。
③ 医師や保健所の指示でPCR検査を受ける場合 （念のための検査※を含む）	⇒ 結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
④ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状 （ワクチン接種の副反応による発熱等を含む） がある場合	⇒ 症状が消失するまで出席停止とする。（ただし、左記の症状がアレルギー疾患等、別の疾患によるものと判明した場合はこの限りではありません。） 「症状が消失するまで」について 発熱症状に対して、解熱剤を使用したときは、解熱剤を使用せずに、 37.4℃以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。
⑤ 感染が心配で、登校園所を見合わせる場合	⇒ ①感染が心配である等で保護者の判断により、登校を見合わせる場合は、以下の事柄について学校と対応を協議する。 <u>ア）健康観察を含めた学校との連絡</u> <u>イ）教育課程を踏まえた学習支援</u> 上記事柄については当該児童生徒や家庭の状況を踏まえ、 <u>アプリを活用したオンラインや電話、プリントなどで対応するものとする。これらの対応を確認した場合、当該児童生徒については、校長の判断により「出席」とする。</u> ②感染が心配である等で保護者の判断により、登校を見合わせる場合でも①の対応が難しく、自宅待機のみと判断した場合は「出席停止」とする。（R3.9.1変更） 感染が心配で留守家庭児童育成クラブを休ませた場合は、「出席停止」扱いとします。（R3.8.26以降）
⑥ 医療機関等において新型コロナワクチンの接種を受ける場合	⇒ 学校園所に相談の上、出席停止扱いとすることができる。

幼児児童生徒と同居する家族等が、

⑦ 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から幼児児童生徒に対して指示された期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑧ 医師や保健所の指示でPCR検査を受ける場合 （念のための検査※を含む）	⇒ 家族等の検査結果が判明するまでの期間を、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑨ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状 （ワクチン接種の副反応による発熱等を含む） がある場合	⇒ 家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。（ただし、左記の症状がアレルギー疾患等、別の疾患によるものと判明した場合はこの限りではありません。） 「症状が消失するまで」について 発熱症状に対して、解熱剤を使用したときは、解熱剤を使用せずに、 37.4℃以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。

※ ここでの「念のための検査」は、感染の疑いでの検査やクラスター検査を指しており、事業者や個人が自らの発意で行うPCR検査は含めません。

・ 今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。